

○ 課徴金の額の計算方法について

別表の各違反行為に係る計算の基礎は、以下のとおりである。

1. 金融商品取引法第173条1項第4号イ並びに金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の10第1項及び第2項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

算定対象取引（注1）が行われた日の属する月（算定対象取引が2以上の月にわたって行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）について、違反者に運用対象財産（注2）のうち算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するものの運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（以下「運用報酬」という。）の価額（注3）の総額に3を乗じて得た額として算定。

（注1）算定対象取引とは、金融商品取引法第173条第1項第4号の有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るものを指す（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の10第1項第1号）。

（注2）運用対象財産とは、金融商品取引法第28条第4項各号に掲げる行為のいずれかを業として行う者が金融商品取引法第42条第1項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう（金融商品取引法第173条第1項第4号イ）。

（注3）運用報酬の算定の基礎となる期間（以下「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法、運用報酬算定期間に係る運用実績に基づいて運用報酬が算定されるときに当該算定対象取引が行われた日の属する月の運用実績に基づいて算出する方法その他の合理的な方法により算出することとなる（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の10第2項かっこ書き）。

2. 上記1. で算定された各違反行為に係る課徴金の額につき、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定。
3. 上記2. によりそれぞれ算定した額を合計し、課徴金の額とする。

以上につき、別紙2のとおり。